

令和8年4月2日 ArchSync説明会 質疑回答

カテゴリ	質疑	回答
ArchSync	CDEに参加していない消防機関が多いようですが、対応は変わりますでしょうか？	対応する消防機関が増えるよう、継続して働きかけを行って行きます
ArchSync	verが更新された場合、前のverに打たれた指摘はどう見えるようになりますか？	指摘に使ったマークアップは記述されたバージョンにひも付きます。更新された場合、新しいものに移すことは可能です。移行した場合、旧バージョンでは確認できなくなります。
ArchSync	IFCデータ由来ではない、PDFデータを審査（マークアップ、差分チェック機能等）することはできるのでしょうか。	BIMデータ由来ではないPDFもマークアップや差分チェックの機能を利用することは可能です。
ArchSync	審査機関が審査している間に、申請者はいつでもデータを書き換えることができる仕組みでしょうか？	ファイルに制限を設けない場合、申請者はいつでもデータを書き換えることができます。こうした行き違いを避けるため、「審査者は審査を開始するさいに対象のファイルをロックする」運用を推奨しています。ファイルの更新については申請者と審査者との綿密なコミュニケーションが必要です。
ArchSync	Archsync契約者は検査機関がするという流れでしょうか。設計事務所勤務ですが、こちらは特段契約せず対応した検査機関に申請する流れですか。	ご認識のとおりです。
ArchSync	申請者のarchsyncの利用登録や契約は不要でしょうか。	申請者の契約は不要ですが、初回利用時にユーザー登録と利用規約への同意が必要です。
ArchSync	一つの消防機関でアカウント数に制限はありますか？	プロジェクトフォルダへのアクセス数に制限はありません。したがって、各関係者単位ごとのアカウント制限もありません。
ArchSync	申請以外の使い方に関して、ArchSyncで3Dデータを送信・共有した際、送り主で3Dデータを閲覧できるようにするには、ArchSync以外のソフトが必要となるのでしょうか？理解不足でしたら申し訳ございません。	IFCデータの閲覧のために、ArchSync以外のソフトウェアを導入する必要はありません。
ArchSync	招待された側もギガ数の制限があるのでしょうか。	プロジェクト単位（申請単位）毎のデータ容量制限を設定することが可能ですが、各審査機関の運用によります。
ArchSync	建築行政共用DBの利用契約をしている場合、ArchSyncも共用DB利用契約に含めることは可能でしょうか	別途契約が必要です。
制度・ガイドライン	申告書が誓約書に名称が変わってますが、虚偽があった場合罰則などがあるのでしょうか？	誓約書の誓約事項に虚偽があり、当該虚偽に起因して法不適合が生じた場合、設計者は罰則の対象となりえます。
制度・ガイドライン	申請書と申請図書は同時に提出する必要があるのでしょうか。申請書は電子申請受付システムに、添付される申請図書は確認申請用CDEに提出することは問題ないのでしょうか。	申請書と申請図書は別のシステムにアップロードされることになりましたが、ICBA電子申請受付システムとArchSyncは連携が図られており、ICBA電子申請受付システムで受け付けた申請書情報をArchSync上で確認できるようになっているため、一体の申請として審査することができるようになっています。
制度・ガイドライン	理解不足で申し訳ございません。消防側がBIM審査で揃えなければならないソフト等がありますか。特段ソフトはなしで開始できますか。	ArchSyncはウェブブラウザ上で動くため、消防機関で特段ソフトウェアの導入をする必要ありません。また、消防機関がBIM審査のためにBIMソフトウェアを導入したり、複数のBIMソフトウェアの操作に習熟する必要もありません。
制度・ガイドライン	Archsyncを利用しない形で確認申請機関とBIM図面審査が可能とも解釈しました。（確認申請機関が対応できることが前提）間違いはないのでしょうか。既存のCDE環境の利用をイメージしています。	ガイドラインに記載のある「ICBA 確認申請用 CDE を利用しない場合の審査環境に求める要件」（具体的な要件はBIM 図面審査 申請・審査マニュアル内参照）を満たせば可能です。
制度・ガイドライン	受付システムにも済証をアップロードするお話がありましたが、ArchSync上で済証をアップロードしているのに、さらに受付システム上で共有するのは何か規定などがあっての対応なのでしょう。	ICBA電子申請受付システムを利用する場合は、済証の発行が受付システムでできるため、ArchSyncにアップロードすることは想定していません。

令和8年4月2日 ArchSync説明会 質疑回答

制度・ガイドライン	消防機関ですと、審査の段階で内部の決裁を経ないと消防同意が完了しない機関が大半かと思います。決裁の方法としては何かイメージがありますか？もしくは、決済方法について具体的な相談を個別にさせていただくことは可能でしょうか？	決裁の方法は各消防機関によるためICBAで明確な方針を持っているものではありません。具体的方法についてはICBAにご相談ください。
制度・ガイドライン	済証は受付システムにアップロードされるとのことですが、最終的な受け取りはデータのみか、もしくは従来通りの紙ベースでもあるのでしょうか。	ICBA電子申請受付システムを使用する場合、受け取りはデータのみです。
制度・ガイドライン	行政（消防）として、利用は義務ですか？推奨ですか？	ArchSyncの利用は義務ではありませんが、審査業務をより円滑にするために利用して頂ければ幸いです。
制度・ガイドライン	受付システムとCDEの連携の開発について説明がありましたが、ICBA受付システムを利用する場合は追加料金等なく連携が可能ということでしょうか。	ICBA受付システムとArchSyncはそれぞれ契約が必要ですが、標準で連携されているため追加費用は不要です。